

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 4月25日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系加熱缶(A)上部蒸気ドレン配管において、配管の孔食部より蒸気漏えい(微小)及び蒸気凝縮水(非放射性)の滴下が認められたため、当該配管を交換。なお、配管孔食部の応急処置を行い、蒸気漏えいは停止。	GIII	